

訴訟事件の判決について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 元中野区民

被告 中野区ほか

3 訴訟の経過

令和 7 年（2025 年） 1 1 月 2 6 日 東京簡易裁判所に訴えの提起

令和 8 年（2026 年） 1 月 1 5 日 訴状送達

6 月 2 6 日 東京簡易裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が区営住宅の申請をしたが、被告中野区の職員が申請の順序を入れ替え、住居の手当てをしてもらえなかったことなどにより精神的な損害を被ったなどと主張し、被告らに対し、30 万円の支払を求めたものである。

5 請求の内容

被告らは、原告に対し、連帯して 30 万円を支払え。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨（被告中野区に係る部分）

被告中野区の職員が当該申請の順序を入れ替えた事実を証する証拠はない。
また、原告の住民票が職権消除された事実が認められ、そうすると、被告中野区が原告に保険証及びマイナンバーカードを交付しなかったのは、いずれも法令に従った取扱いであって、違法な点はない。